

# 座標値申請 Q & A

**Q 座標値は何に使えますか？**

A 境界点の復元などの測量に使用されます。

**Q 座標値申請はどこへ行けばいいですか？**

A 本庁舎7階の用地課窓口に来ていただければ、座標値申請はできます。なお、直接窓口にお越しいただくことが困難な場合は、封筒に返信用の切手を同封していただければ、郵送でも対応します。

**Q 申請は誰でもできますか？**

A 土地所有者若しくは、土地所有者に委任された方が申請できます。

**Q 申請時に必要なものは何ですか？**

A 申請書、(土地所有者以外が申請する場合は、土地所有者からの委任を受けた委任状)、土地所有者が確認できる書類(登記事項要約書・登記簿謄本等)。また、申請書と委任状は、市役所のホームページ→まち・環境→土地→地籍調査→座標値申請について からダウンロードできます。

**Q なぜ土地所有者の委任が必要なのですか？**

A 個人の所有する土地の境界については、本市では個人情報の扱いになります。

**Q 法人等が所有する土地を申請する場合にも、委任状は必要ですか？**

A 申請書に社印、社判がある場合は、委任状は必要ありません。

**Q 座標値申請には費用はどのくらいかかりますか？**

A 座標値申請に費用は掛かりません。

**Q 交付までにはどのくらい時間がかかりますか？**

A おおむね10分程度かかります。

**Q 甲府市内すべての座標値は申請できますか？**

A 甲府市が、地籍調査を行った区域のみ出すことが可能です。法務局が調査した区域や、区画整理事業の対象地域等は、用地課では座標値を交付することはできませんので、あらかじめお問い合わせ下さい。

**Q 官有地（道・水等）の座標値をいただけますか？**

A 申請書(所有者の承諾は不要)を提出いただければ、座標値を交付することは可能です。

**Q 出してもらった座標値は最新のものですか。**

A 地籍調査を行った時点のものとなります。調査後に分合筆していた場合には、反映されていないためお出しすることはできません。

**Q 測定の精度はどのくらいですか？**

A 昭和55年から平成2年までは平板測量の甲3、平成3年から平成30年までは数値測量の甲2、令和元年からの山間部は数値測量の甲3、そして、旧中道町は、基準点の情報がなく、平板測量の乙1の精度となっています。

**Q 紙ではなく、データでもらうことはできますか？**

A できません。座標値申請の際には、A3サイズの紙で交付します。

**Q 面積は表示されますか？**

A 面積は表示されません。値をもとに計算をしていただくか、登記簿謄本等で面積の確認をお願いします。